

令和 6 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

令和 6 年 7 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
3 番	金 棒 康 二 君	4 番	淀 川 洋 一 君
5 番	猪 原 真 滋 君	6 番	中 村 三 千 人 君
7 番	野 中 幸 廣 君	8 番	平 岡 敬 則 君
9 番	川 口 明 君	10 番	富 崎 ま す み 君
11 番	黒 川 紀 世 子 君	12 番	端 田 睦 子 君
13 番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（3 名）

局長補佐	松 本 馨	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 44 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 45 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 46 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 47 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 48 号	農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 7	議第 49 号	非農地証明書交付申請について
日程第 8	議第 50 号	非農地判断について
日程第 9		報告事項について

閉 会

開 会 14 時 00 分

○事務局（松本馨君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 7 回総会を開会致します。

それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変暑い中、本日の総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。現在、農地利用最適化推進委員の皆さんには利用状況調査で農地の現況を確認していただいておりますが、熱中症の危険が伴いますので、農業委員の皆さんにも利用状況調査の進捗を把握していただいて、調査がスムーズに進むようお声がけをしていただければ幸いです。タブレットの使い方等でご不明な点がある場合には、事務局に適宜確認をしていただきたいと思います。また、本日から事務局長が入院されるということで、農業委員の皆さんや事務局の負担が大きくなるかと思われそうですが、事務局長には治療に専念していただき、農業委員会業務が滞らないよう、皆さんのご協力をお願い致します。また、総会終了後に農業者年金加入推進会議が開催されますが、現時点での令和 6 年度の農業者年金新規加入者が 4 人で、あと 1 人加入すれば今年度の目標が達成できるそうです。新規加入者数の増加には皆さんのご協力が必要でございますので、農地利用最適化推進委員と連携を図りながら進めていただきたいと思います。本日は、3 条が 5 件、4 条が 3 件、5 条が 4 件、非農地申請が 7 件、利用権設定が 31 件、合計 50 件の案件が挙げられております。慎重なご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、10 番富崎委員、12 番端田委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、楠浦町の田と畑 2,445 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻と野菜、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が遠方に住んでおり、農地の管理ができないので譲受人に贈与したいとのことでした。特

に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。御所浦町の譲受人は、埼玉県譲渡人より、御所浦町の畑39㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道龍ヶ岳御所浦線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（平岡敬則君） 8番平岡です。7月19日に山下推進委員と現地確認を行いました。譲受人の自宅の近くにある小面積の農地で、自家消費するための野菜を作ることでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田と畑3,081㎡を親子間での贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらでも全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（山並彰一郎君） 13 番山並です。先日現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親子であり、2 人で営農をされております。申請地はきれいに管理されており、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田 2,989 m²を夫婦間での贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。先日、松本推進委員と現地確認を行いました。夫婦間での贈与ということですが、譲受人自身は栖本町で〇〇業を営んでおられますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5 番について説明します。栖本町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、栖本町の畑 390 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地

には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。先日、松本推進委員と現地確認を行いました。譲受人は昨年天草市に移住して来られ、10 月に申請地の隣の宅地で〇〇をオープンされるそうです。それに用いる野菜を栽培する計画とのことですので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 45 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 2 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、栖本町の畑 766 m²に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、杉 50 本を植林して管理することになっております。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。7 月 22 日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地は旧道を通らなければ入れない場所で、始末書にあるとおり、数十年前から植林されておりますので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑1,446㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、ヒノキ125本を植林して管理することになっております。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。7月22日に松本推進委員と現地確認を行いました。既に植林されておりまして、周囲も山林の状態になっております。始末書も提出されておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は神奈川県で、五和町の畑859㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、ヒノキ50本を植林して管理することになっております。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。7月23日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

譲渡人は神奈川県にお住まいで、農地を管理することができないとのことでした。始末書も提出されておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第46号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は旭町の個人で、佐伊津町の田45㎡を売買により取得し、農作業用通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、耕作している農地へ進入するための農作業用通路として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。7月21日に堤内推進委員と現地確認を行いました。申請者の方も一緒に確認していただきましたが、農作業用通路として利用されるということでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、今釜新町の畑544㎡に使用貸借権を設定し、建築資材販売用地に転用している案件です。スクリーンを

覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、借受人が営む事業で利用する建築資材販売用地として利用したいため、屋根瓦・フェンス・ブロック等資材置場、プレハブ事務所 1 棟、倉庫 3 棟、駐車場 1 台、トイレ 1 基として利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、借受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。始末書に記載があるとおり、借受人が 30 年以上前から経営する事業で用いるための建築資材の販売用地として利用されております。借受人の先代が経営しているときから利用されているので、借受人は申請地が農地であることを知らなかったそうです。周囲は宅地に囲まれており、仕方がないことかなと思って見て来ました。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。転用者は福岡市の法人で、浜崎町の畑 717 ㎡を売買により取得し、宅地分譲地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地分譲 4 区画として整備し、利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地の

周辺は宅地化が進んでおり、ほとんどが住宅になっております。購入される法人は大手住宅メーカーでございますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。転用者は久玉町の法人で、久玉町の畑707㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む水産加工業で利用するための資材置場が不足しているため、燃料用の薪20個、ダンベ10個、パレット20個、セイロ20個、コンテナ30個として利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。申請地は何十年も前から造成されており、私も農地とは認識しておりませんでした。譲渡人は元々、申請地で事業を営んでおりましたが、会社が倒産してしまい、今回譲受人が引き継いで利用されるとのことでした。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第47号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の4ページから14ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が20件、再設定が2件、合計22件で、筆数25筆、総面積が48,185㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の9ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第48号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の15ページから17ページをご覧ください。更新の計画が7件、再配分の計画が2件、利用権移転の計画が0件、合計9件で、筆数19筆、総面積が21,906㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の10ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第49号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が5件、御所浦地域が1件、五和地域が1件の計7件です。筆数は全体27筆、面積は37,741㎡となっております。資料

③の 11 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 18 ページと 19 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番から 5 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 6 番から 14 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で 5 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。次が 15 番から 22 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で 4 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。次が 23 番から 25 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。次が 26 番と 27 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3 番から 5 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6 番から 14 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 15 番から 22 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 23 番から 25 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 26 番と 27 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 50 号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 議第 50 号、非農地判断についてご説明いたします。この議第は、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地 B 分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、五和町手野及び二江の農地 221 筆、面積が 200,454 m²でございます。これらの農地は、去る令和 6 年 6 月 12 日に職務代理の山下委員と農地利用最適化推進委員の小松山委員、事務局職員の植村・内田の計 4 名で現地確認を行い、「山林の様相を呈してお

り、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定いたします。

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の31ページをご覧ください。農地利用・形状変更届、第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

閉 会 15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

木 田 美

署名委員

端 田 睦子

署名委員

富 崎 ますみ